

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令について

令和 5 年 4 月 28 日
こども家庭庁成育局母子保健課

1. 題名

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 46 号）

2. 改正の趣旨

新医薬品である経口投与の人工妊娠中絶薬（以下「経口中絶薬」という。）の製造販売が承認されたことに伴い、当該経口中絶薬を用いた人工妊娠中絶が行われる際には、その実施状況を適切に把握するため、母体保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号）別記様式第 13 号（2）の人工妊娠中絶報告票を改正し、人工妊娠中絶を実施した際に薬剤を使用したかどうか報告させるものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募手続を行わなかった理由

経口中絶薬の承認に伴う人工妊娠中絶報告票の改正は、

- 経口中絶薬の承認がされた場合に薬剤の使用の有無を報告させるものであり、その承認を受ける前に改正することができない一方で、
- 経口中絶薬の承認後、即日から製造販売が可能となるが、当該経口中絶薬を用いた人工妊娠中絶について実態を統計において把握するためには、経口中絶薬が承認を受けた後速やかに行い、公布する必要があります。

したがって、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 1 号に掲げる「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

○ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 （略）

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

- 一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）